

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 30. 6. 13 第 196 回国会第 28 号

6 月 13 日（水）、第 28 回の委員会が開かれました。

1 健康増進法の一部を改正する法律案（内閣提出第 47 号）

- ・加藤厚生労働大臣、高木厚生労働副大臣、今枝財務大臣政務官、大沼厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

船橋利実君（自民）

- ・喫煙の規制を屋内に限定すると屋外での喫煙の増加が懸念されるが、屋外の喫煙施設の整備を進める必要があるのではないか。
- ・喫煙禁止場所で喫煙をした者に都道府県知事等が勧告・命令等を出す場合に、その喫煙者の氏名や違反の証拠等はどのように確認するのか。
- ・特例措置の対象となる既存の小規模飲食店の要件となる客席面積は、具体的にどのように計測するのか。

繁本護君（自民）

- ・紙巻きタバコの受動喫煙による健康影響が科学的に立証されるまでに要した期間及び加熱式タバコの受動喫煙による健康影響の有無が科学的に立証されるまでに要する期間の見込みについて伺いたい。
- ・受動喫煙による健康影響の有無が科学的に立証されていない加熱式タバコを規制することの妥当性について、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・加熱式タバコの規制については、行政と事業者団体が協定を締結して官民連携の形で行う京都での取組が有効であると考えているが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

榎屋敬悟君（公明）

- ・特例措置の対象となる既存の小規模飲食店の面積要件を客席面積100㎡以下としているため、東京都の飲食店の多くが規制の対象外となるとの批判があるが、どのように受動喫煙の防止を図っていくのか。
- ・20歳未満の者を喫煙可能な場所に立ち入らせる悪質な特定施設等の管理権原者に罰則を適用しない理由及び実効性の確保に向けた方策について伺いたい。
- ・小規模飲食店が大規模飲食店並みの受動喫煙防止対策を講じることができるようにするための支援策について伺いたい。

初鹿明博君（立憲）

- ・本法律案はWHOとI O Cが提唱しているたばこフリーのオリンピックの趣旨に合致した内容となっていると厚生労働大臣は考えているのか。
- ・本法律案は、昨年6月に塩崎前厚生労働大臣が公表した「受動喫煙防止対策の徹底に関する談話」を継承した内容となっているのか。
- ・立法機関である国会こそ率先して全面禁煙とし、国民に対して姿勢を示すべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

尾辻かな子君（立憲）

- ・受動喫煙及び能動喫煙による年間の死亡者数に関する厚生労働大臣の認識を伺いたい。
- ・喫煙禁止場所で喫煙をした者に対する罰則規定には実効性がなく、実際に罰則が適用される事例は生じないのではないか。
- ・既存の小規模飲食店に対する特例措置の期限を明確に定めるべきではないか。

西村智奈美君（立憲）

- ・政府として受動喫煙全体の防止を目指すべきであり、本法律案における「望まない受動喫煙」の「望まない」は削除すべきではないか。
- ・従業員が雇用主に対して受動喫煙防止対策の改善を求めることで不利益取扱いを受ける可能性はあるのか。
- ・既存の小規模飲食店に対する特例措置はどのような状況になったら終了するのか伺いたい。

吉田統彦君（立憲）

- ・本法律案には5年後の見直し規定があるが、どのような点に留意して見直しを行うのか、段階的な規制の強化を

主たる目的とするのか伺いたい。

- ・加熱式たばこについては、健康影響がないと証明されるまでは、紙巻きたばこと同じように厳しい規制とすべきではないか。
- ・既存飲食店が業態変更や経営権を譲渡した場合、新設に該当し、特例措置の対象外となるのか伺いたい。

岡本充功君（国民）

- ・喫煙関連研究場所の設定要件が法文上整理されていないが、個人の喫煙のために悪用されないよう整理する必要があるのではないか。
- ・たばこの生産量の増加が見込めないことを踏まえ、葉たばこから薬用作物など付加価値の高い作物への転作を進める方策が必要ではないか。
- ・児童虐待に関する児童相談所間の情報の引継ぎ方法等が各児童相談所の判断によって異なっていることから、望ましい情報共有の在り方を早急に検討すべきではないか。

山井和則君（国民）

- ・既存の小規模飲食店に対する特例措置について、面積要件と資本金要件を設けた理由を伺いたい。
- ・望まない受動喫煙をさせられないことは国民の権利であるか、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・目黒区の虐待事案を受け、児童福祉司の配置基準を引き

上げる検討を早急に行うべきではないか。

高橋千鶴子君（共産）

- ・本法律案における受動喫煙にはサードハンドスモーキング（三次喫煙）は含まれるのか。
- ・既存の小規模飲食店には特例措置が適用される一方で、新規の飲食店には規制がかかることは、ダブルスタンダードではないか。
- ・禁煙を目指す人が加熱式たばこを禁煙のステップとして使うことは推奨すべきでないと考えますが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

串田誠一君（維新）

- ・禁煙治療に保険が適用されているが、故意に給付事由を生じさせたときは保険給付は行わないとする健康保険法第116条に抵触するのではないか。
- ・たばこが健康に悪影響を及ぼすことを国が認めているにもかかわらず、たばこの販売を許可している根拠は何か。
- ・たばこの煙にさらされることを嫌がる従業員に対して喫煙可能な場所への立入りを命ずることはパワーハラスメントに該当するのではないか。

2 健康増進法の一部を改正する法律案（岡本充功君外1名提出、衆法第36号）

- ・提出者岡本充功君（国民）から提案理由の説明を聴取しました。

3 参考人出頭要求に関する件

- ・健康増進法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）及び健康増進法の一部を改正する法律案（岡本充功君外1名提出、衆法第36号）審査のため、参考人から意見を聴取することに協議決定しました。